

平成27年2月24日

関係者 各位

再生債務者 株式会社ユタカ電機製作所
管財人 蓑 毛 良 和

当社の民事再生手続開始について

拝啓 平素は格別のご厚情とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

- 1 当社は、平成27年2月18日、東京地方裁判所に対して民事再生手続開始の申立てを行い（平成27年（再）第12号、以下「本再生手続」といいます。）、同月23日、同裁判所は当社に対して、民事再生手続開始決定をし、当職が本再生手続における管財人として、裁判所から選任されました。これにより、当社の業務執行権及び財産管理処分権は管財人である当職に帰属することになりました。

関係者の皆様には、これまで格別のご支援、ご協力を頂きながら、本再生手続が開始となり、ご迷惑をお掛けすることにつき、管財人として旧経営陣に代わり、お詫び申し上げます。

- 2 再建の方針等

当職は、今後、裁判所の監督の下、当社の事業を継続しながら、当社を支援していただくスポンサーを選定し、当該スポンサーの支援のもとに、一日も早い当社の再建を目指すこととなります。そのために、従来と同様に事業を継続し、再建に向けて、従業員と一丸となって邁進する所存でございます。

本再生手続におきましては、取引金融機関様の支援を得ており、今後も当社の受取手形の割引に応じていただける旨の内諾をいただいておりますので、当面の資金繰りの目途が付いております。

- 3 仕入先の皆様に対する支払

当職は、当社に部品等を納入して頂いております取引先の皆様に対し、代金をお支払いすることについて裁判所からの許可を頂いておりますので、従前どおりの支払条件にて取引を継続する旨の承諾書をご提出いただくことを条件として、当社の取引先の皆様に対する、民事再生手続開始決定以前に発生した債務並びに今後の取引により発生する債務の全額をお支払いいたします。

また、当社の手形を受け取られている取引先様につきましては、手形交換所による決済はできませんが、手形をご持参いただければ、支払期日に手形と引き換えに現金又は振込送金の方法によりお支払いいたします。

なお、振り出した手形の確認と準備のため、支払期日の一週間前に手形の写しをFAX

いただきますよう、お願いいたします。

また、既に割引等の理由で裏書譲渡済の取引先様につきましては、当該手形の所持人からの取立てに対しては、前記同様にお支払いすることが可能ですので、お手数ですが、この旨割引先金融機関等にお伝え頂ければと思います。

4 今後の出荷について

現在、当社においては、特別な混乱も生じておらず、管財人団及び従業員が一致団結して、継続的に製品を製造し、出荷することに何の問題も生じておりません。また、前述のとおり、取引金融機関様にも、格段の配慮を頂き、当社の受取手形の割引に応じていただける旨の内諾を得ており、当面の資金繰りの目処もついております。

従いまして、当社は、得意先の皆様に、今後も安定的に商品を供給することができますので、ご安心頂きたく存じます。

5 最後になりますが、多大なご迷惑をお掛けしながら真に恐縮ではありますが、今後も従来と同様にお取引いただき、当社の一日も早い再建にご協力くださいますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

ご不明の点につきましては、下記連絡先までご連絡をいただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

当社管財人室

住 所 〒141-0031

東京都品川区西五反田7-25-5

電 話 03-5436-2772

FAX 03-5436-2785

(管財人団)

管 財 人	蓑	毛	良	和
管財人代理	加	々	美	博
同	鈴	木	教	夫
同	志	甫	治	宣
同	小	田	切	豪
同	市	川	浩	行
同	安		隆	之
同	岩	下	明	弘